

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん
「障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見
 ぶんやでいー しえんび さーびす たいけい
(分野 D 支援(サービス)体系) その5

ぶんやでいー しえんび さーびす たいけい
(分野 D 支援(サービス)体系)

こうもくでいー けんりようごしえんとう
<項目 D -6 権利擁護支援等>

ろんてんでいー ほんにん ひつよう しえん う じこせんたく じこけつてい ちいきせいかつ
論点 D -6-1) 「本人が必要とする支援を受けた自己選択、自己決定、地域生活」
 じつげん さーびす たいけい ひつよう かんが
 を実現していくためには、どのようなサービス体系が必要と考えるか？

・・・ 2

ろんてんでいー けんりようご すいしん たいせい ひつよう そうだん
論点 D -6-2) 権利擁護を推進していくためにはどのような体制が必要か？相談
 しえん えんばわめんと じぎょうか かんが
 支援やエンパワメントの事業化についてどう考えるか？

・・・ 14

ろんてんでいー さーびす しつ かくほう くじょうかいけつ だいさんしゃひょうか しく
論点 D -6-3) サービスの質の確保等のための苦情解決と第三者評価の仕組みに
 かんが
 ついてどう考えるか？

・・・ 26

こうもくでいー た
<項目 D -7 その他>

ろんてんでいー ぶんやでいー しえん さーびす たいけい た ろんてんおよ いけん
論点 D -7-1) 「分野 D 支援(サービス)体系」についてのその他の論点及び意見

・・・ 36

ぶんやでいー しえんびさーびす たいけい
(分野 D 支援(サービス)体系)

こうもくでいー けんりようごしえんとう
<項目 D -6 権利擁護支援等>

ろんてんでいー ほんにん ひつよう しえん う じこせんたく じこけつてい ちいきせいかつ
論点 D -6-1) 「本人が必要とする支援を受けた自己選択、自己決定、地域生活」

じつげん
を実現していくためには、どのようなサービス体系が必要と考えるか？

あらいいいん
【荒井委員】

けつろん
○結論

みぢか よ そ そうだんしえんしゃ ひつよう たと やくわり ゆう しょうがいしゃ
身近に寄り添う相談支援者が必要。例えばそういった役割を有する障害者
ケアマネジャー制度を構築すべき

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

ほんにん えんばわめんと ばしょ かくほ ひつよう たとえば ちいきかつどうしえんせんたー
本人のエンパワメントする場所の確保が必要である(例えば、地域活動支援センター
など ありかた なか かかわり ぴあさぽーたー ばんそうしせい けあまねじめんと
等の有り方の中で)。関わりとしてピアサポーターによる伴走姿勢のケアマネジメント
しえん ゆうこう
支援が有効ではないか。

○理由

じこせんたく じこけつてい ため ほんにん えらべるちから しえん うけながら
自己選択、自己決定をする為には、本人が選べる力(支援を受けながらでも)と
じぶん きめてよい あんしんかん なければ ほんとう いみ けんりようご
自分が決めて良いという安心感が無ければ、本当の意味での権利擁護にはならない。
あんしん あんぜん いし にーず ひょうめい ぴあさぽーと いっそうせんめい
安心・安全の意思やニーズの表明は、ピアサポートにより一層鮮明になると思う。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

せんてんせいしつぺい なん しつぺい じこ ちゅうとしょうがい じこせんたく じこけつてい
先天性疾病や何らかの疾病や事故で中途障害によって自己選択、自己決定で
しょうがいしゃ たいしょう しんじょうかんり しゅたい たいけい ひつよう
きない障害者を対象とし、身上管理を主体としたサービス体系が必要。

りゆう
○理由

せいねんこうけんせいど こうれいしゃ とく にんちしょう そうてい せんてんせいしょうがいしゃ
成年後見制度は、高齢者、特に認知症を想定したもので、先天性障害者に
ふむ き さい す おや わか ざいさんかんり ゆだ かんが げんじょう
は不向き。20歳を過ぎても親は若く、財産管理まで委ねる考えがない。また、現状
こうけんにとんとう しょうがい りかい じむてき
の後見人等は、障害についての理解がなく、事務的である。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

ちてきしょうがい はったつしょうがい ひと じこせんたく じこけつてい ほんにん わ
知的障害、発達障害のある人の自己選択、自己決定のためには、本人に分かる
じょうほう かこう ほんにん つた しえん ほんにん こえ き と だいべん しえん
ように情報を加工し本人に伝える支援と、本人の声を聞き取り代弁する支援が
ひつよう せるふあどぼかし えんぱわめんと ひつよう
必要であり、セルフアドボカシーへのエンパワメントが必要である。ひとりの人の
せいかつ さき さーびすたいけい ほんにん にーず もと せんたくし ほうふ
生活を支えるためのサービス体系は、本人のニーズに基づき、また選択肢が豊富で
しーむれす げんざい しょうがいていどくぶん つか さーびす
シームレスでなければならないが、現在は、障害程度区分により使えるサービスが
げんてい にーず そ ほんにん にーず はあく じつたい しえん
限定されるなどニーズに沿っていない。本人のニーズを把握し、実態にあった支援が
かのう けあまねじめんと どうにゆう げんぱ かいけつせきにんしゃ けあまねじゃ
可能となるようケアマネジメントの導入とともに、現場の解決責任者(ケアマネジャ
ー)を地域に配置する必要がある。本人および本人の声を中心に、ケアマネジャーお
よび成年後見人が核となり、支援(者)のネットワークのなかで、自己決定を保障
せいねんこうけんしん かく しえん しゃ ねつとわーく じこけつてい ほしょう
していくケア会議を常置していくことが不可欠となる。したがって箱物的な支援体制
せいび しえん じんてきしげん ほうふ ようい ひつよう
整備ではなく、支援の人的資源を豊富に用意していく必要がある。

りゆう
○理由

ほんにん じぶん けんり じゅうぶん にんしき ひつよう しえん じこせんたく
本人が自分の権利を十分に認識し必要な支援を自己選択していくためには、
えんぱわめんと しえん じぶん ちから じゅうぶん はつき しえん なか じぶん ちから じこにんち
エンパワメント支援(自分の力を十分に発揮できる支援の中で自分の力を自己認知する
こと)の充実が求められる。その意味で、この点に関わるサービス体系には、自己
せんたく じこけつてい う しょうがいしゃ せいちょう しょうがいじ そだ さき
選択・自己決定をし得る障害者に成長するための障害児の育ちをどのように支え
ていくかという視点が不可欠である。また、選択できるほど選べる資源があること、決定
したことが実現できること、その決定に責任が持てること、責任が持てるように支援
することが大事であろう。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論、

ちてきしょうがい ひと みずか つた はんだん こんなん
知的障害のある人たちには、自らのニーズをうまく伝えたり、判断することが困難
ひと おお ふく そうだんしえん か
な人たちが多く、ケアマネジメントを含めた相談支援は、欠くことのできないサービス
である。また、知的障害のある人たちにとって、課題はあるものの成年後見制度は
じゅうよう けんりようご しく せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう こべつきゆうふ
重要な権利擁護の仕組みであり、成年後見制度利用支援事業を個別給付サービスと
いちづ ひつよう かんが
して位置付ける必要が考えられる。

りゆう
○理由

知的障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を判断したり、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たなニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しいことがあり、ケアマネジメント体制は、知的障害のある人たちにとって欠くことのできないものである。なお、ケアマネジメントを担う相談支援事業所の独立性と公平性、専門性が重要であることは言うまでもない。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

支給決定のプロセスにおいて、当事者及びその当事者の生活を良く知るアドボケイトの参画が担保されるべきである。

おざわいいん
【小澤委員】

けつろん
○結論

・アドボカシー支援機関が必要。これは、サービス事業者から独立した中立性が保障された相談支援機関で実施する。相談支援機関には、当事者運営の組織、機関も含まれる。

りゆう
○理由

・アドボカシー支援機関は、セルフマネジメント支援、サービスの苦情対応窓口の業務も含まれる。

おだじまいん
【小田島委員】

けつろん
○結論

毎日の事については、介助者に相談しながら自分で決められるように、介助の時間を長くできる制度にする。

大きな問題については、自分が選んだ支援者に相談しながら自分で決められるようにする。

りゆう
○理由

知的障害者は毎日相談することが多いので、毎日の事は介助者に相談できる形にして、もうすこし大きな問題は、自分で選んだ支援者に相談できる形にするとやりやすいから。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

サービス体系の前に障害程度区分を廃止し、それとともに相談支援体制の拡充と強化を図る。

りゆう
○理由

自立支援法では、障害程度区分と国庫負担基準額によって選択と決定の保障が抑制された。また相談支援事業はきわめて不十分な位置付けにとどまったため。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

地域生活を本人が決めて成立継続させるためには、相談支援（窓口相談から継続・より近い相談など）、生活支援（生活条件／収入、住宅確保、衣食住などの確保など）、社会参加支援、社会活動支援、就労支援、教育支援など多岐にわたる支援体系が必要です。加えて自己決定に支援できる法的支援が必要で、権利擁護者制度などが必要です。

りゆう
○理由

アドボケーターが独立してどの地域の障害者も利用できる体制が必要です。アドボケーターは支援者やサービス利用の間に立って本人の意向に従った代弁機能をはたす人として必要です。相談支援が充実しても、サービス事業の質が高まったとしても、本人主張に無条件で代弁する人が必要です。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

○結論

身近なところでの相談支援体制を充実させ、本人中心計画が実施されるような自己決定支援をし、本人の権利擁護支援がされるようにする。

○理由

精神障がい者はニーズを適切に言い表せないことが多い。丁寧な対応ができる相談員の育成が必要。精神障がい者の権利擁護支援が適切に行われるようにすべきである。

きみづかいいん
【君塚委員】

けつろん
○結論

しゃかいしげん ふそく せんたくし げんじつ かいり おお たいへん かだい
社会資源の不足のため、選択枝がなく、現実と解離が大きく大変な課題である。

りゆう
○理由

ふくし こんかん しゃかいぜんたい ふくしこっか いっそうすす えいち いき
福祉の根幹でもあり、社会全体で福祉国家を一層進めるための叡智をあつめた息
なが と く ひつよう
の長い取り組みが必要である。

こんどういん
【近藤委員】

けつろん
○結論

おお しょうがいしゃ ちいき せいかつ かんが そうだん しえん じぎょう
多くの障害者が地域で生活することを考えると、相談支援事業や
けあまねじめんと かくじゅう ひつよう さい りよう にちじょうせいかつじりつしえん
ケアマネジメントの拡充、必要な際にあたりまえに利用できる日常生活自立支援
じぎょう せいねんこうけんせいど しく じゅうじつ ちいきじりつしえんきょうぎかい ちょうせい ひょうかきのう
事業や成年後見制度の仕組みの充実、地域自立支援協議会の調整・評価機能の
きょうか かんけい じゅうじしゃ ししつ こうじょう きーび すりようけいかく かくじゅう はか
強化と、それらに関係する従事者の資質の向上、サービス利用計画の拡充が図ら
れる必要がある。

りゆう
○理由

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう せいねんこうけんせいど あ まえ りよう しく
日常生活自立支援事業や成年後見制度などが、もっと当たり前前に利用できる仕組
みひつよう
みの構築が必要である。
ほんにん こえ こえ き いちばん けんりようご しえんしゃ ほんにん いこう
本人の声にならない声を聞くのが一番の権利擁護であり、支援者も本人の意向を
ひきだしえん つね ふ かせ ひつよう
引き出す支援をしているか、常に振り返ることが必要である。

さのいん
【佐野委員】

けつろん
○結論

げんこう くんれんきゅうふじぎょう ちょうかくしょうがいしゃ とうくんれんじぎょう くわ
現行の訓練給付事業に、聴覚障害者コミュニケーション等訓練事業を加え
る。

とうくんれんじぎょう しょうがいじゅう びつよう ちょうかくほしょう
コミュニケーション等訓練事業には、障害受容のために必要な聴覚補償への
そうよう きき ちしき ちょうしゅくんれん ほちょうえんじよ かつようくんれん ようやくひつきりようかつよう
装用・機器の知識・聴取訓練、補聴援助システム活用訓練、要約筆記利用活用
のための知識習得訓練、筆談や手話による対人関係の構築がスムーズにできる
ちしきしゅうとくくんれん ひつだん しゅわ たいじんかんけい こうちく
技術・知識習得のための訓練等が必要である。

りゆう
○理由

き こんなん かん かん かつ かつ ちいき せいかつ とも き こんなん
聞こえに困難を感じはじめた方、家族の方、地域の生活を共にし、聞こえに困難
かん かん みちか しえん ひつよう かん かん かつ ちようかくしょうがい たい きそてき
を感じているかたや身近に支援の必要を感じている方に、聴覚障害に対する基礎的
ちしき ふくしせいど まな たいおう ほうほう しゅうとく とも りかい あい い
知識や福祉制度を学び、対応の方法を修得していただき、共に理解し合い、生きる
ということを感じてもらい、互いの人間性を尊重できる地域社会を構築してい
くことが必要だから。

しみずいいん
【清水委員】

○結論

にしのみや てんかい もう あおばえん こじんそうごうけいかく ほんにんちゅうしんけいかく
西宮の展開について申しますと、青葉園の個人総合計画（本人中心計画）、
そうごえん ぱわーめんとかつどう こじんしえんかいぎ ほんにんちゅうしん そうだんしえんてんかい えんちよう
相互エンパワーメント活動、個人支援会議、本人中心の相談支援展開、の延長
なか ほんにん しえん わ なか ほんにん いし ほんにん い かつ ほんにん きぼう
の中で、本人とその支援の輪の中にある本人の意志（本人の生き方）、本人の希望、
ほんにん しゅたい まも たいせい おも
本人の主体）を守るための体制づくりであったと思います。

たけばたいいん
【竹端委員】

○結論

しょうがい ひと けん まも おお わ つぎ
障害のある人の権利を守るためには大きく分けて次の3つがひつよう。

りようしゃ ひび けんり
1, 利用者の日々の権利をまもるしくみ

ぴあサポートとセルフアドボカシーの支えん、本人からの相だんに基づく支えん

けんり まも けいす ちよう かい かつ
2, 権利が守られていないうたがいがあるケースについての、調さや改ぜんにむけた活
どう

けんり まも う ひと きゆう
3, じっさいに権利が守られず、ひがいを受けた人への救さいのしえん

○理由

つぎ ほん くわ せつめい しょうがいしゃそうごうふくし
わたしは次の本のなかでそのことを詳しく説明しています。『障害者総合福祉
さーびすほう てんぼう みねる ヴァあしよぼう だい しょう ふふくもうした しすてむ けんりようご
サービス法の展望』（ミネルヴァ書房）の「第7章 不服申立てシステムと権利擁護
しすてむ
システム」p308～313

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

○結論

しょうがいしゃこじん いし ほんちよう しえん いしけつていほじよ しょうがいしゃ ゆう
障害者個人の意思を尊重するための支援としての意思決定補助や、障害者の有す
るニーズに柔軟に対応するための創設的支援、障害者のニーズを十分聞き取るた

め^{けいぞくてきそうだんしえん ほか}の継続的相談支援^{じかん みまも しえん かろう たいせい}の他、24時間の見守り支援^{ひつよう}が可能な体制づくりなどが必要で

ある。

○理由

自ら十分に意思決定^{みずか じゅうぶん いし けつてい}ができない障害者^{しょうがいしゃ}には、その家族など障害者個人^{かぞく しょうがいしゃこじん}の意思を十分汲み取ることができる者^{じゅうぶんく と もの}による意思決定補助^{いし けつてい ぼじょ}の制度が必要^{せいど ひつよう かんが}と考えられる。また、自己決定^{じ こ けつてい}の前提^{ぜんてい}としての複数の選択肢^{ふくすう せんたくし}を確保^{かくほ}するために、障害特性^{しょうがいとくせい}を理解^{りかい}した相談支援員^{そうだんしえんいん}による継続的相談支援^{けいぞくてきそうだんしえん}と、各障害者のニーズ^{かくしょうがいしゃ}に応じた支援計画^{に ーず おう しえんけいかく}の立案^{りつあん}がなされる必要がある^{ひつよう}。

【田中（正）委員】

○結論

自己実現^{じ こ じつげん}を図る上^{はか}では、本人^{ほんにん}が描く望ましい状態^{えが のぞ}の確認^{じょうたい かくにん}が、本人^{ほんにん}の認識^{にんしき}の元^{もと}に行われる必要^{おこな ひつよう}があるが、このための仕組み^{しく}や方法^{ほうほう}が検討^{けんとう}されていない。まずは個別支援計画^{おこな しえんけいかく}から初めて、本人^{ほんにん}の意向^{いこう}に基づいた支援計画^{もと しえんけいかく}として描ける暮らし^{えが く}ぶりについて、実践的^{じっせんてき}な取り組み^{と く とお}を通して、その実現^{じつげん}に向けた対応^{む たいおう}を行っていく。支給決定^{おこな しきゅうけつてい}を行う自治体職員^{じちたいしよくいん}、相談支援専門員^{そうだんしえんせんもんいん}、事業所職員^{じぎょうしょしよくいんとう}等^と、それぞれがそれぞれの役割^{やくわり}分担^{ぶんたん}の中でサービス体系^{なか さーびすたいけい}の一員^{いちいん}である認識^{にんしき}も重要^{じゅうよう かんが}と考える。

○理由

自治体行政職員^{じちたいぎょうせいしよくいん}による受付窓口^{うけつけまどぐちたいおう}対応^{そちてきぎょうせい}と措置的行政処分^{しよぶんたいおう}対応^{きほん}が基本^{かぎ}である限り、どのように柔軟^{じゅうなん}なサービス体系^{さーびすたいけい}が用意^{さーびすたいけい ようい}されても利用者^{りようしゃ}の日常^{にちじょう}に影響^{えいきょう}は及ばないため。

【中西委員】

○結論

本人^{ほんにんに}ニーズを中心^{に ーず}としたニーズ判定^{ちゅうしん}ができるように調整型モデル^{に ーず はんてい}による社会^{ちようせいがたも できる}モデル^{しゃかい}による判定^{も できる}が行^{はんてい}われる必要^{おこな ひつよう}がある。またその判定^{はんてい}、決定^{けつてい}が不当^{ふとう}であると利用者^{りようしゃ}が判断^{はんだん}した際^{さい}には不服審査請求^{ふふくしんさせいきゅう}を市と都道府県^{し とどうふけん}にあげる事ができるシステム^{しすてむ つく}を作るべきである。

○理由

自己決定^{じ こ けつてい}の支援^{しえん}が必要な人^{ひつよう ひと}については、当事者^{とうじしゃ}の相談支援^{そうだんしえん}（ケアマネジメントシス

てむ きのう とうじしゃしゆたい けあまねじめんと ふきゆう ひつよう
テム)が機能していないので、当事者主体のケアマネジメントをまず普及させる必要
がある。当事者支援による決定は本人の親、作業所や学校の教師友人サポーター
などのニーズが理解できる人が支援に入って、行政の調整によるサービスニーズ
調査を受けるシステムを新たに作るべきである。現在の不服審査会は当事者の参加を
義務づけておらず、総合福祉法の理念に沿ったものになっていないので、不服審査機関と
して存続させるには都道府県の不服審査会は市町村行政がサービス利用の上
限を内規で決めたり、ケースワーカーによるサービス決定の格差が出るなどの事態が起こっ
た場合に本人から不服審査請求を出し、地方行政へ勧告や改善命令を出せる
権限をもつ機関とすべきである。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

ほんにん せんたく けつてい さーびす てきせつ じつこう そうだん
本人が選択・決定したサービスが適切に実行されているかを相談し
もにたりんぐ するのための仕組みが必要と考える。そのためには、専門的な支援を希望
する人に対してケアマネジメントによるトータルな支援体制の構築が必要と考
える。

りゆう
○理由

みづか いし けつてい しえん ひつよう じゅうど しょうがい ひと ほんにん けんり
自らの意思決定に支援を必要とする重度の障害のある人には、本人の権利
ようご ふく せんもんてき とーたる しえんたいせい ひつよう
擁護を含めた専門的かつトータルな支援体制が必要となる。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

しきゆう けつてい ぶる せす ふふくもう た てつづ せいど りよう
支給決定プロセスでの「不服申し立ての手続き」については、制度を利用しやすくする
ために、手続きの簡素化が必要であり、「障害当事者の不服申し立ての真意・苦しみ」
をしつかり受け止め、願いに応えて行く人権尊重を優先した対応が必要である。
また、成年後見人制度を利用する費用の個別給付化を図る。

のほらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

しゃかいきばん せいび かくじゅう じこ けつてい ほしょう ぜんていじょうけん
社会基盤の整備・拡充は、自己決定を保障する前提条件である。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

身近なところで、ワンストップの支援を受けられる相談支援体制を整え、すべての障害のある人が自己選択。自己決定できる支援を丁寧に行い、地域で生活できる総合的な支援ができる仕組みを作ることが求められる。

ケアマネジメントの体制整備を充実強化するとともに、人材育成に関して権利擁護やアドボケートに関する研修を充実させる。

りゆう
○理由

きほんてきじんけん ほしょう
基本的人権を保障するために。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

障害者の地域生活にとって、欠かせないのが相談支援体制である。地域における相談支援体制の強化のためには、ケアマネジメントの制度化、質の向上をはかるための総合的な体制、根拠的な機関の設置などが求められる。

りゆう
○理由

この間、障害者自立支援法に対するさまざまな問題点が明らかにされてきたが、相談事業の委託費などの地域格差、地域の自立支援協議会の形骸化、市町村障害福祉計画の裏付けの無さなどが指摘される。加えて、権利擁護の機能を果たせる仕組みを構築していくことが、緊急の課題である。

ふじいいん
【藤井委員】

けつろん
○結論

サービスの支給決定プロセスや、法的能力の行使に関わる場面を含め、あらゆる意思決定等の過程に本人が参加するとともに、ピアサポートを含め、その参加支援を確保するようなサービス体系が必要である。

りゆう
○理由

ほんにん いしけつてい さんか なか ぐたいてき かくほ ひつよう
本人の意思決定への参加を、サービスの中に具体的に確保する必要があるため。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

ほんにん ほんにん いし せいかつじつたい はあく かいごしゃ せいかつしえんいん そうだんせんもんいん
本人、本人の意思と生活実態を把握している介護者、生活支援員、相談専門員
など きょうどう ほんにんしえん じつげん しく
等が協同して本人支援を実現していく仕組み。

りゆう
○理由

ほんにん ちゅうかく てきしえん ひつよう
本人を中核としたチーム的支援が必要。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

さーびすたいけい かんがえかた あらためる みじか ところ わんすとっぷ そうだんしえん
サービス体系という考え方を改める。身近な所でのワンストップの相談支援
しすてむ ととのえ しょうがい ひと せんたく てだすけ しえん ていねい おこないつつ じぶん
システムを整え、障害のある人の選択を手助けする支援を丁寧に行いつつ、自分の
きぼう ちいきせいかつ ありかた じつげん そうだんしえん しすてむ
希望する地域生活のあり方を実現させていく。そのためには相談支援システムの
じゅうじつ ちいきしげん かくじゅう ひつよう
充実と地域資源の拡充が必要。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

わくに ぱーそなるあしすたんす あかた しえんたいけい いちづ
我が国におけるパーソナルアシスタンスの在り方や支援体系への位置付けとあわせて
そうごうふくしほう しく かんが せいねんこうけんせいど きそん
総合福祉法における仕組みを考えると、成年後見制度をはじめとする既存
しせさく みなお かつよう じゅうじつ もと てきせつ
施策の見直しと、活用できるように充実を求めることが適切である。

りゆう
○理由

そうごうふくしほう しえん はんい しゃかいせいかつ さまざま ばめん てきせつ しえん
総合福祉法における支援の範囲のみならず、社会生活の様々な場面で適切な支援
ほしょう じこせんたく じこけつてい ささ ひつよう かんが
を保障し、自己選択、自己決定を支える必要があると考えるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

しょうがいしや なか じぶん じぶん き きかい うば ひと
障害者の中には、いままで自分のことを自分で決める機会を奪われてきた人も
おお じぶん き むずか ひと じぶん き しく
多い。自分で決めることが難しい人が自分で決めていくためには、サービスの仕組み
かんが ふじゅうぶん おも
を考えるだけでは不十分だと思ふ。

ふくし べつ しょうがい ひと けんりょうご たちば ふく
福祉サービスとは別のサービスとして、障害のある人の権利擁護の立場からの福
し サービス しょうしえん ひつよう きそん とくていひえいりかつどうほうじんしょうなん
祉サービス利用支援が必要。既存のものとしては、特定非営利活動法人湘南ふ

くしネットワークオンブズマンの活動が参考になる

○理由

自分で決めることが難しい人がたくさんいるのに、とつぜん「自分のことは自分で決めてください」と言われても、なかなか自分では決められない。それどころか、自分のことをあまり理解していない支援者が、「これはこの人が決めたことです」と、勝手に決めてしまうかもしれない。そうならないような仕組みや取り組みが必要だと思う。

まず考えなければならないのは、自分で決めることが難しい人が自分で決められるようになるためには、どうしたらいいのかということだ。それは、「自分で決めてもいいんだよ」とアドバイスくれるような仲間を持つことだったり、実際に自分で決めるという経験を続けていくことだったり、支援者や周りの人が自分のことを勝手に決めないようにしていくことだったりする。こうしたことをサービスだけで実現していくのは難しい。また、自分で決めるための特別なサービスをつくっても、それだけですぐに自分で決められるようにはならない。障害者が自分のことを自分で決められるようになるためには何が必要なのか、サービス以外のことも考えていくことが大事だ。と思う。

福祉サービスの側から機能する権利擁護は、福祉サービスに人を当てはめようとすることから逃れられないから、福祉サービスから独立した支援が必要。

もりいん 【森委員】

○結論

ケアマネジメントが、しっかりと行える相談支援事業所の機能の充実が求められる。そのためには、専門的な知識と技能を有する人材の確保などを含めた体制整備が求められる。また、可能な場合には、セルフマネジメントを活用できる利用者自体の課題解決能力の向上、すなわちエンパワメントの向上、そして、サービス提供関係各機関同士の連携が求められる。

また、自己選択しうる選択肢としてのサービスメニューの種類と量の充実も必要である。適切な相談支援事業を円滑に行うためには、障害体験者であるピアサポーターの関与も必要になり、相談支援事業におけるピアサポート体制、障害者相談支援者制度の社会における位置づけなどが求められる。

○理由

ほんにん いしけつてい さんか さーびす なか ぐたいてき かくほ しえんしすてむ ひつよう
本人の意思決定への参加を、サービスの中に具体的に確保できる支援システムが必要
である。

やまもといいん
【山本委員】

けつろん
○結論

ほんにん けんりしゅちよう しえん ぎょうせい さーびすていきょうしゃ どくりつ ほんにん
本人の権利主張を支援する行政・サービス提供者から独立したあくまで本人の
りえき ほうし あどぼけいとすてむ ひつよう
利益に奉仕するアドボケイトシステムが必要

りゆう
○理由

さーびすていきょうしゃ いりょうきかん ほんにん けんりしゅちよう こうへいちゅうりつ
サービス提供者あるいは医療機関は本人の権利主張をささえ、「公平中立」では
なくあくまで本人の利益に奉仕する機関とはなりえないから

ろんてんでいー けんりようご すいしん たいせい ひつよう そうだん
論点 D -6-2) 権利擁護を推進していくためにはどのような体制が必要か？相談
しえん えんぱわめんと じぎょうか かんが
支援やエンパワメントの事業化についてどう考えるか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

○結論

できだかばらい そうだんしえん せんざいてき にーず たいおう けんり
出来高払いの相談支援だけでは、潜在的なニーズに対応することはできない。権利
しんがい ほりおこして いてい ほじょきん ほしょう こうきょうせい たかい
侵害を掘り起こしていくためには、一定の補助金が保障された公共性の高い
あうとりーちかた そうだんしえんじぎょう ひつよう
アウトリーチ型の相談支援事業が必要。

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

そうだんしえんじぎょう ほうしゅうたんか あげる ひつよう どうじしゃ ちから ぴあかん
相談支援事業の報酬単価を上げる必要がある。そして当事者の力（ピアカン、
ぴあさぽーと かつよう しくみ ひつよう そうだんしえん ちゅうりつ いしき
ピアサポート）を活用する仕組みが必要。また相談支援は、中立であるという意識と
こうぞう ひつよう えんぱわめんと すいしん じんざい ひつよう ある
構造が必要で、エンパワメントするには、それを推進する人材が必要で有る。

○理由

していそうだんしえんじぎょう ほうしゅうたんか ひくすぎる さーびすりようけいかくさくせいひ
指定相談支援事業ではあるが、報酬単価が低すぎるためサービス利用計画作成費
せいきゅう じぎょう て だせないで そうだんしえんじぎょう どうじしゃ そうだんいん
を請求する事業には手が出せないでいる。相談支援事業には、当事者相談員
ぴあかん ひつようせい だい きょうかん きょうめい なか まこと にーず ひょうめい
（ピアカン）の必要性は大である。共感・共鳴の中で真のニーズの表明が
はかれるしすてむ ばあい ぴあかん み たてる
図れるシステムが求められるからである。その場合にピアカンで身を立てることができ
しゅくみ ひつよう そうだんしえんじぎょう しちょうそん ほうじん いたく かたち
ような仕組みが必要である。相談支援事業が市町村から法人への委託という形な
ちゅうりつ なりえず ほうじん じんじ さゆうされたいせい ふあんてい
ので、中立になり得ず、また、法人の人事に左右され体制も不安定である。ひとつ
しゅほう みんかん しちょうそん そうだんいん しゅっこう あんていてき たいおうたいせい
の手法として、民間から市町村への相談員の出向により安定的な対応体制
つくる おもわれる ながの じっし
を作ることでもできると思われる。（長野では実施されている。）

いしばしいいん
【石橋委員】

○結論

ぎゃくたい ふく まも けんり ていぎ じつれい せいり
虐待も含め、守られるべき権利の定義や実例を整理する。

そうだんしえん じぎょう しょうがいどうじしゃ かんけいしゃ おや ふく ふく
相談支援やエンパワメントの事業に障害当事者やその関係者（親を含む）を含
めて事業化する。

○理由

けんりようご すいしん じんざいふそく しみんこうけんにん せきになん しんらい み
権利擁護を推進するための人材不足。市民後見人では責任と信頼が見えない。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

けんりようご すいしん きやくかんせい ほしょう ふかけつ とくてい
権利擁護を推進していくためには客観性を保障するしくみは不可欠なので、特定
しゃかいふくしほうじん しせつ にな かたち べっこ じゅんび ひつよう かんが
の社会福祉法人(施設)が担う形ではなく、別個に準備する必要があると考える。ま
そうだんしえん じぎょうしょ かいけつせきになしや か けあまねじゃ はいち ひつよう
た、相談支援の事業所に解決責任者を兼ねたケアマネジャーを配置する必要があ
けあまねじゃ たんとう しょうがいしゃ う さーびす けんしょう こべつ
る。ケアマネジャーは、担当する障害者が受けているサービスについて検証し(個別
しえんけいかく けんしょう もくひょう たっせい
支援計画→検証→目標は達成したか? Plan do See のしくみ)、サービス提供
じぎょうしょ たい けんせい やくわり にな ひつよう ほんにん こえ き だいべん
事業所に対して牽制する役割を担うことが必要である。本人の声を聴き代弁す
おんぶずまんせいど どうにゆう かんが
るオンブズマン制度の導入なども考えられる。

りゆう
○理由

けいやく ふくしサービス りよう けつ たいとう とく う てしじょう
契約による福祉サービスの利用は、決して対等ではなく、特に売り手市場である
げんざい あつとうてき りようしゃ ふり きーびす たい ちゅうもん だ
現在では圧倒的に利用者が不利である。そのために、サービスに対する注文が出し
まく ぐじょう い とき サービス りよう あきら かくご ひつよう こうへいちゅうりつ
にくく増して苦情を言う時はサービスの利用を諦める覚悟が必要である。公平中立
だいさんしゃ てっていき りようしゃがわ た おんぶずまん たいとう
な第三者というよりも、徹底的に利用者側に立つオンブズマンがいてはじめて対等
おも ちばけん ほっかいどう しょう しゃじょうれい み しょうがいしゃ
になれると思われる。千葉県や北海道の障がい者条例に見られるように、障害者の
けんりようご げんじてき じゅうようかだい かだい かいけつ そうだんしえん
権利擁護は現時的な重要課題となっている。この課題を解決するためには、相談支援
じぎょう ほうていか ちいきせいかつしえんじぎょう ひつよう の ろんてん
事業の法定化(地域生活支援事業ではなく)が必要であり、D-1-5で述べた論点と
どうよう しさく ひつよう
同様の施策が必要である。

えんぱわめんとしえん じぎょうか ほんにん ほんにん も ちから はつき
エンパワメント支援の事業化については、本人が本人の持てる力を発揮できるよう
ささ してん じゅうよう たん がんば ないよう だ
に支えていくという視点が重要であるが、単に「頑張らせる」といった内容に墮しな
くふう ひつよう ほんにん だいべんしゃ しえんきのう たと
いような工夫が必要である。そのためには、本人の代弁者としての支援機能(例えば、
せいねんこうけんせいど せつと かたち ほうかつてき してん えんぱわめんとしえん
成年後見制度)とセットにするような形で、包括的な視点からのエンパワメント支援
てんかい かんが せるふあどほかし えんぱわめんと ひつよう
が展開されるべきと考える。セルフアドボカシーへのエンパワメントが必要である。
みずか けんり かくとく ちから やしな じぶん じぶん けんり まも しえん
(「自らの権利を獲得する力を養い、自分で自分の権利を守る」そのための支援)

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

ちてきしょうがい ひと おお けんりしんがい きけん かんが
知的障害のある人たちは、その多くが権利侵害の危険にさらされていると考える。

日常生活の場面から法律行為にいたるまで、適切に支援できる身近な相談支援や権利擁護の仕組みが不可欠であると考え。したがって、相談支援事業の充実・強化と成年後見制度の推進が求められる。同時に、成年後見制度の個別給付化についても検討が必要である。

○理由

判断能力が不十分であるという特性のある知的障害のある人たちについては、「自己決定・自己選択」を基本に置きつつも、過度にそのかたちに依存することにより、契約行為等において、むしろ権利が脅かされることに留意する必要があると考える。

【大濱委員】

○結論

エンパワメント支援には、なるべく同じ障害を持つなどの障害当事者が支援する側にいるべきである。

○理由

エンパワメント支援には同じ障害などでヘルパー制度を使った地域生活を先に行っている障害者など、ロールモデルが必要。

【岡部委員】

○結論

エンパワメントということばが本来意味するところは専門家から当事者への「権力の移譲」である。その意味からも、ピア・サポートやピア・カウンセリング、当事者活動の推進が主軸となるべきである。

【小澤委員】

○結論

・アドボカシー支援機関で実施する。これは、サービス事業者から独立した中立性が保障された相談支援機関で実施する。相談支援機関には、当事者運営の組織、機関も含まれる

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

せいねんこうけんせいど ばつぽんてきかくじゅう
成年後見制度の抜本的拡充。

りゆう
○理由

げんこう しゃかいふくしきょうぎかい まどぐち せいねんこうけんせいど りよう ひよう
現行の社会福祉協議会を窓口とした成年後見制度は、利用しにくく、また費用
ふたん しょう もんだい かいけつ せいどりよう ふきゆう こんなん おも
負担が生じてしまう。それらの問題を解決しなければ制度利用の普及は困難と思わ
れる。また相談支援については、前述のとおりである。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃ ちいき せいかつ きほんじょうけん そうだんしえん えんぱわめんとしえん
障害者が地域で生活していく基本条件として相談支援やエンパワメント支援が
ひつよう
必要です。

りゆう
○理由

そうだんしえん ちゅうりつこうへい たちば ほんにんちゅうしん けあまねじめんとしえん じんざい
相談支援は中立公平な立場で本人中心のケアマネジメント支援のできる人材が
ひつよう
必要です。

そうだんしえん たいせい じゅうそうてき かんが まんにん じんこう たい めい そうだん
相談支援の体制は重層的に考えるべきで、5万人の人口に対して4名の相談
しえんせんもんいん はいち きかんかたそうだんしえんせんた くに せきにん も せいび
支援専門員を配置する基幹型相談支援センターを国が責任を持って整備すること。

ほか いたくそうだんしえんじぎょうしょ ひつよう おう しょうがいしやすう しょうがいていど
この他に委託相談支援事業所を必要に応じて（障害者数および障害程度によっ
ちが とどうふけんおよ しちょうそん こういき せいび ぎょうせい そうだん くわ
て違う）都道府県及び市町村ないし広域で整備する。これらを行行政の相談に加え
せいび こべつしえんたいせい との きかんそうだんしえんせんた
て整備することにより、個別支援体制が整えられる。この基幹相談支援センターが
えんぱわめんと きほん けんりようご すいしんやく きのう いっぽう けんりようごしゃ
エンパワメントを基本とした権利擁護の推進役として機能する。一方で権利擁護者
せいど ほうてき ほんにんしえんせいど
制度など法的な本人支援制度があるとよい。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

○結論

さーびすりよう とらぶる けんりしんがい しゅうろう きんりんとらぶる しょうがいしゃ もんだい
サービス利用のトラブル・権利侵害や就労、近隣トラブルなど障害者の問題は
たよう つねにそうだん そうだんたいせい しえんしゃ ひつよう えんぱわめんと
多様であり、常に相談できる相談体制と支援者は必要。また、エンパワメントの
じぎょうか ひつよう かんがえる
事業化は必要と考える。

○理由

ほんにん じこせんたく じこけつてい さーびす じっし えんぱわめんと
本人の自己選択、自己決定によるサービスを実施するためには、エンパワメントの

とりくみ ちいきしゃかい じりつ しゃかいさんか かんがえる
取り組みがあり、よって地域社会で自立し、社会参加につながるものと考え。

こんどういいん
【近藤委員】

けつろん
○結論

げんざい そうだんしえんじぎょう ひつすじぎょう ざいげん たんほ じかん
現在、相談支援事業は必須事業ではあるが、財源が担保されていないため、24時間
たいおう ふく じゅうぶん たいせい そうだんしえん じゅうじつ くに じぎょう
対応も含め十分な体制がとれずにいる。相談支援を充実するためには国の事業と
し、報酬水準を引き上げるべきである。

また、その従事者のスキルアップのための支援も不足しており、充実策を図るべき
である。

さかもといいん
【坂本委員】

けつろん
○結論

せいねんこうけんになんとう ふそく けんりようごしえんたいせい きそてき きばん ぜいじゃく
成年後見人等が不足するなど権利擁護支援体制の基礎的な基盤はまだ脆弱で
あるので、人材養成や仕組みづくりなど全国的な底上げを国が強力に主導すべ
き段階である。

りゆう
○理由

けんりようごしえん たい おお せいねんこうけんになんとう おおはば
権利擁護支援に対するニーズが多いにもかかわらず、成年後見人等が大幅に
ふそく けんりようごしえんたいせい ぜいじゃく たいせい きかん
不足しているなど権利擁護支援体制は脆弱である。体制としてどのような機関が
そうてい ふめい ちほう まち せんもんか かんけいしゃかん ちょうせい
想定されているのか不明であるが、地方の町では、専門家や関係者間の調整をこ
なすことができるような人材を確保することは容易でないことを理解していただき
たい。

さのいいん
【佐野委員】

けつろん
○結論

けんりいしき じょうせい じんけんけいはつ ふく がくしゅう たいけん ば ひつよう
権利意識の醸成には、人権啓発を含む学習や体験できる場が必要である。
しょうがいしゃ じんけんけいはつ しょうがいべつ じじよそしきべつ おこな ようい ほうほう
障害者にとっての人権啓発は障害別、自助組織別に行うことが容易な方法である。
そうだんしえん じぎょうか お すす
相談支援やエンパワメントの事業化は推し進めるべきである。

りゆう
○理由

そうだんしえん じぎょうか つう しょうがい とうじしゃ ちゅうかくてきじんざい
相談支援やエンパワメントの事業化を通じて障害をもつ当事者の中核的人材
ようせい ひつよう じぎょう すいしん そうだんしえんじぎょう
養成の必要があり、事業を推進できること。この相談支援事業やエンパワメント

じぎょうか すす おのおの しょうがいしゃ じりつ じりつ せいしん はぐく
の事業化を進めることにより各々の障害者の自立と自律の精神を育むことができる。

たけばたいいん
【竹端委員】

けつろん
○結論

じんこう まんにん ひと しょう しゃ ぴあさぽーと えんぱわめんと とく
人口10万人くらいに一つ、障がい者のピアサポートやエンパワメントの取組
みをする場(地域障害者エンパワメント事業)をおく。また、都道府県もしくは政令指定
とし けんり まも せんた こういきかたけんりようごきかん
都市にひとつ、権利を守るセンター(広域型権利擁護機関)をおく。

りゆう
○理由

ろんてん ぴあさぽーと えんぱわめんと かん
論点D-6-1でのべた3つのしくみのうち、ピアサポートやエンパワメントに関する1の
ぶぶん まんにん ひつよう いがい ぶぶん すこ
部分は、10万人にひとつくらい必要です。それ以外の2と3の部分は、もう少しは
ひろ せん てき ちょう ば
いを広げて、専もん的な調さもできる場としておくべきです。そのことについても詳し
くは、論点D-6-1で参こうにあげた本にも書いています。

たなか まさ いいん
【田中(正)委員】

けつろん
○結論

けんりようご ひつよう きのう ゆう しえんせんた せっち さいねんれい
権利擁護については、必要な機能を有する支援センターなどを設置する。その際年齢
ほうてき かきね きそてき じちたい ちゅうしん せっち けんとう
や法的な垣根にこだわらない基礎的な自治体を中心に設置を検討する。
そうだんしえん えんぱわめんと じぎょうか くに がいどらいん せっち ひつよう
相談支援やエンパワメントの事業化においては、国のガイドラインを設置し、必要な
ぎょうむ さいていげん ぐたいてき しめ ひつよう
業務の最低限を具体的に示す必要がある。

りゆう
○理由

けんりようご そうだんしえん えんぱわめんと じゅうよう ちいき さいりょう
権利擁護も相談支援もエンパワメントも重要とされながら地域ごとの裁量にゆ
だねられており格差が激しい。相談支援は必須となっている地域生活支援事業の中
もとりわけ じゅうよう ないよう きょうか ひつよう
もとりわけ重要な内容とされるため強化が必要なため。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃさべつきんしじょうれい かくとどうふけん しちょうそん ぎむ
障害者差別禁止条例を各都道府県と市町村に義務づける。

りゆう
○理由

しちょうそん そうだんしえんじぎょうしょ けんりようごそうだんいん か しちょう けんげん もと
市町村においては相談支援事業所が権利擁護相談員を兼ね、市長の権限の元
さべつじれい ちょうせい じよげん かんこく しめい こうひょう そしょうひょう しえんとう おこな
に差別事例の調整、助言、勧告、氏名の公表、訴訟費用の支援等を行えるよ

とうじしゃ えんばわめんと してん とうじしゃえんばわめんとねっとわーく
うにし、かつ当事者のエンパワメントの視点から、当事者エンパワメントネットワークが
おこな とうじしゃしゆたい けあまねじめんと けんしゅう ぎむ ひつよう
行っている当事者主体のケアマネジメントの研修を義務づけておく必要がある。
そうだんしえんじぎょう げんざいこっこほじょたいししょう はず しちょうそん たんどくじぎょう ちか
相談支援事業は現在国庫補助対象から外されており、市町村の単独事業に近
じょうきょう きょう けんりようごせんたー けんりようごそうだんいん じんこう まんにん
い状況で機能していない。権利擁護センターには権利擁護相談員が人口5万人
たんい めいていどはいち せいど こうちく
単位に10名程度配置できるような制度を構築すべきである。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

そうだんしえんじぎょう ちいきせいかつしえんじぎょう くに せきにん も ぎむてきけいひ じぎょう
相談支援事業を地域生活支援事業から国が責任を持つ義務的経費の事業とし
きょうか どりつせい せんもんせい じゅうよう
て強化するとともに、その独立性と専門性が重要となる。

りゆう
○理由

みづか いしけつてい しえん ひつよう しょうがい ひと けんりようご そうだん
自らの意思決定に支援を必要とする障害のある人の権利擁護のためには、相談
しえんじぎょう きょうか はか ひつよう
支援事業の強化を図る必要がある。

にしたきいん
【西滝委員】

けつろん
○結論

ちょうかくしょうがいしゃじょうほうていきょうしせつ きょう じゅうじつ かくそうだんしえんせんた ちいき
聴覚障害者情報提供施設の機能の充実、および各相談支援センターや地域
せいかつじりつしえんきょうぎかい ちょうかくしょうがいしゃとうじしゃ さんか ぎむづ ひつよう
生活自立支援協議会に聴覚障害者当事者の参加を義務付ける必要がある。
たん つうやく じょうほうていきょう そうだんいん ぴあかうんせら はばひろ さ
単に通訳や情報提供ができる相談員やピアカウンセラーでなく、幅広いサー
びす かつよう ちょうせい けあまねじめんと じんざい ひつよう じんざい
ビスを活用・調整(ケアマネジメント)できる人材が必要であり、そのための人材
いくせい けんしゅう ひつよう
育成(研修)が必要である。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

かんじやりよく かい えぬびーおー ひえいりかつどう しゃかいてきやくわり じゅうようせい
患者力(会)、NPO(非営利活動)、ボランティアの社会的役割の重要性を
みなお
見直すこと
かんじゃかい ぎょうせい せんもんか きぎょう きょうどう じぎょうか たよう こた
患者会・行政・専門家・企業などとの協働による事業化は多様なニーズに
じゅうよう けいたい
る重要な形態

はしもといいん
【橋本委員】

けつろん
○結論

しちょうそん そうだんしえんじぎょう どうじしゃ じこけつてい ようご かぎ
市町村による相談支援事業は、当事者の自己決定を擁護するとは限らない。あく
までもほんにん いし そんちよう ぴあ きのう けんりようご
までも本人の意思を尊重するためには、ピアの機能をもつNPOなどに、権利擁護
じぎょう いたく
事業を委託すべきである。

りゆう
○理由

せんもんしよく そうだんしえんほんにん じこけつてい こうてい けーす すく
専門職による相談支援では、本人の自己決定を肯定しないケースが少なくない
からである。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

きんきゆう たいおう むしよう りよう こま とき でんわ ばん
緊急に対応でき、無償で利用できること。困った時にはこの電話の110番のよ
うなわかりやすい合言葉で知らせる。

あいことば し
また、権利擁護の推進には障害者虐待防止法の制定が不可欠である。

りゆう
○理由

こくみん し ひつよう
国民みんなが知っておく必要があるから。

じどうぎやくたいぼうしほう こうれいしやぎやくたいぼうしほう せいてい つうほうぎむとう
児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が制定されたことで、通報義務等が
めいかくか いぜん ぎょうむ ふ かいにゆう やす じっかん いっぽう
明確化され以前より業務が増えたが、介入がやり易くなったとの実感がある。一方、
しょうがいしゃ かん もんだい のこ そうだんしえん じぎょう
障害者に関しては問題が残る。相談支援やエンパワメントなどソフトな事業は
たいせつ まえ ほうてき こんきよ い
大切であるが、その前に法的（ハード）な根拠があつてこそ生きるものである。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

せいしんしょうがいしゃ けいちよう きょうかん げんじよう そうだんしえんじぎょう かいけつ
精神障害者の傾聴と共感という現状が相談支援事業というのであれば、解決
できる相談にしてほしい

りゆう
○理由

けいちよう きょうかん な う はなしあいて ほう ひつよう
傾聴と共感という名のあいづちを打っているのであれば、話相手の方が必要

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

そうだんしえんじぎょう たいせい やくわり いちづ じゅうよう
相談支援事業および体制の役割を、はっきりと位置付けることが重要である。
ざいせいてきうらづ つく さいてい にん たいせい ひつよう さべつ
財政的裏付けをしっかりと作り、最低でも4人くらいの体制が必要である。差別
きんしほう ぎゃくたいぼうしほう かんれん けんりようご ぶしよ かなら せっち そうだん
禁止法や虐待防止法との関連から、権利擁護の部署を必ず設置すべきである。相談
しえん えんぱわーめんと じぎょうか ひつよう
支援やエンパワーメントの事業化も必要である。

りゆう
○理由

これまでの取り組みでは、当事者や住民の参画が保障された中での計画策定に
なっていない。ちいき じょうきょう じゅうぶん はんえい てん してき
地域の状況が十分に反映されていない点などが指摘されているので、
もっと内容の充実したものにしていくことが求められ、しちょうそんしょうがいふくしけいかく
もつと内容の充実したものにしていくことが求められ、市町村障害福祉計画の
なか いてい
中にしっかりと位置づけなければならない。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

いま の くわ べんごし は やくわり きょうか ほうていか ひつよう
今まで述べたことに加え、弁護士が果たすべき役割の強化を法定化することが必要。

りゆう
○理由

すべ しょうがいしゃ べんごし つ い べんごし しょうがいしゃしえん いみ
全ての障害者に弁護士が付けとは言わないが、弁護士が障害者支援の意味を
まさ りかい うえ けんりようご かのう じょうたい ほしょう
正しく理解した上で、いざというときに権利擁護が可能な状態が保障されていること
いみ
は意味があるのでは。

こうしゃ ろんてん など
後者は「論点C-1-2」等とかぶる。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

しゃかいふくしきょうぎかい じっし きぼーとねつと せいねんこうけんせいど
社会福祉協議会の実施するあんしんサポートネット、成年後見制度ともにさまざま
もんだい きんきゅう たいおう むしょう りよう そうだん じんざい
まな問題がある。緊急に対応でき、無償で利用できること、また相談にあたる人材
ようせい かだい
養成が課題である。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

かくしえん う ばめん けんりようご していきじゅんとう ぎむづ しえん
各支援を受ける場面における権利擁護を指定基準等で義務付けるとともに、支援する
しゃ いしき しじつ こうじょう けいぞくてき はか ひつよう さべつきんしほう ぎゃくたい
者の意識や資質の向上を継続的に図る必要がある。また、差別禁止法や虐待
ぼうしほう ぎろん どうこう せいごうせい と ちいきせいかつ さまざま ばめん
防止法の議論や動向と整合性を取りながら、地域生活の様々な場面における

じっこうてき りようごたいせい こうちく ひつよう
実効的な権利擁護体制を構築する必要がある。

なほ、じぎょうか こんご かくしえんじぎょう ないよう しえんめに ゆー かだい
なお、事業化については、今後の各支援事業における内容（支援メニュー）の課題と
してかんがえるのか、個別に制度化する必要があるのかについては、いっさい ぎろん
一定の議論がなされるべき。

りゆう
○理由

せいかつ さまざま ばめん けんりようご じつげん こくみんぜんたい いしき
生活の様々な場面において権利擁護は実現されるべきである。国民全体の意識
かいかく せいど せんだう かたち もっと てき せいどたいけい しえんないよう
改革のため、制度が先導する形で、最も適した制度体系、支援内容が
かんが かんが おも
考えられるべきであると思われるため。

みつますいじん
【光増委員】

けつろん
○結論

しょうがいしや なか じぶん じぶん き きかい うば ひと
障害者の中には、いままで自分のことを自分で決める機会を奪われてきた人も
おほ じぶん き むずか ひと じぶん き しく
多い。自分で決めることが難しい人が自分で決めていくためには、サービスの仕組み
かんが かんが ふじゆうぶん おも
を考 えるだけでは不十分だと思 う。

ふくし どりつ じこけつてい そうごうてき してん しえん
福祉サービスから独立した、自己決定について総合的な視点から支援をするため
に、とうじしや しみん うんえい じこけつていしえん きのう ひつよう
に、当事者や市民が運営する自己決定支援センター機能が必要。

りゆう
○理由

いままで じぶん き きかい うば ひと じぶん き
いままで自分で決める機会を奪われてきた人たちに、とつぜん「これからは自分で決
めてください」と言っても、自分で決めることは難しい。だから、まずは、自分で決
むずか じぶん す せいかつ しく
めることが難 しくても自分の好きな生活ができるように、ケアマネジメントの仕組みを
さき せいかつ じぶん き
先につくらなければならない。それと合わせて、自分の生活について自分で決めてい
しょうがいしや つた じぶん き きかい ふ ひつよう
んだと 障害者みんなに伝え、自分で決める機会を増やしていくことが必要だ。また、
じぶん き むずか しょうがいしや じしん せきにん しえん しかた
自分で決めることを難 しくしているのは 障害者自身の責任ではなく、支援の仕方
かんが かんが かた まちが しえんしや おお おお りゆう しょうがいしや
や 考 え方を間違えていた支援者が多かったことも大きな理由なので、「障 害者が
じぶん じぶん き しえん しえんしや かんが
自分のことは自分で決められるように支援していこう」というように、支援者の考 え
かた か たいせつ
方を変えていくことも大切だ。

ぎょうせい ふくし がわ そうだんしえん かんが
行政や福祉サービスの側から相談支援やエンパワメントを考 えるのではなく、
とうじしや しみん そうごうてき してん しえん かんが ひつよう
当事者や市民による総合的な視点で支援を考 えることが必要である。

みやたいいん
【宮田委員】

けつろん
○結論

ちいきせいかつしえん けんりようご こんかん そうだんしえん そうだんしえんじぎょう ざいげん かくほ
地域生活支援と権利擁護の根幹は相談支援である。相談支援事業の財源を確保
して（個別給付化または国庫補助）拡大・充実させ、障害者へのケアマネジメント
とエンパワメントの質と量を確保する。また、乳幼児期からの育児支援や発達支援の
こんかん しょうがいじ そうだんしえんじぎょう じどうふくしほう いちづける
根幹として「障害児の相談支援事業」を児童福祉法に位置付ける。

りゆう
○理由

そうだんしえんじぎょう けんりようご ちいきせいかつしえん じぎょうしゃ とうじしゃ たいとう かんけい
相談支援事業は「権利擁護」「地域生活支援」「事業者と当事者の対等な関係に
もとづくり利用・契約」を基本とする障害者総合福祉法の根幹となるべき事業であり、
ケアマネジメントとエンパワメントを具現化する事業でもある。そのため、相談支援
じぎょう ざいげん ぎむてきけいひ かくほ はってん かくだい はかる ひつよう
事業の財源を義務的経費として確保し発展・拡大を図ることが必要である。また、
しょうがいじ たいする そうだんしえん しょうがい かくてい まえ いくじしえん はじまり
障害児に対する相談支援は、「障害の確定する前」からの育児支援から始まり、
はったつしえん しゅうがくしえん しょうがいしゃ そうだんしえん ことなるようそ じどう
発達支援、就学支援など障害者の相談支援とは異なる要素をもつ。そのため、児童
ふくしほう いちづけて こべつきゅうふ じっし ひつよう
福祉法に位置付けて（個別給付ではなく）実施する必要がある。

もりいん
【森委員】

○結論

しゃかいふくしきょうぎかい にな にちじょうせいかつしえんじぎょう じれい しゅうしゅう
社会福祉協議会が担っている日常生活支援事業について、事例の収集など
をおこな じゅうじつ けんりようご かんするりかい そくしん ひつよう
を行い、充実をはかるとともに、権利擁護に関する理解の促進につなげる必要があ
る。さらにケアマネジメント、可能な場合にはセルフマネジメントによって、障害当事者
かだいかいけつ のりよく こうじょう しすてむこうちく もと じちたい
の課題解決能力を向上させるシステム構築が求められる。このときには、自治体
い ち しょうがいしゃ そうだんいん れんけい ぴあさぽーとしすてむ そな
で位置づけられている障害者相談員との連携によるピアサポートシステムを備え
た相談支援事業所が、大きな役割を担うと考えられる。目標は
せるふまねじめんと てきせつ せんもんしよく しえん う けあまねじめんと かつよう
セルフマネジメント、または適切な専門職の支援を受けたケアマネジメントの活用、
しょうがいとうじしゃじたい かだいかいけつ のりよく み じちたい
すなわち障害当事者自身が課題解決能力を身につけることであり、自らの
せいかつ しゅたいてき とく えんぱわめんと こうじょう
生活に主体的に取り組むエンパワメントの向上である。

○理由

じちたい により じちたい しょうがいしゃ そうだんいん れんけい
自治体によって位置づけられている障害者相談員との連携による
ぴあさぽーとしすてむ そな そうだんしえんじぎょうしよ かつよう こうちく
ピアサポートシステムを備えた相談支援事業所の活用を構築すべきである。

やまもといいん
【山本委員】

けつろん
○結論

ぎょうせい さーびすていきょうしゃ かぞくだんたい どくりつ ほんにん けんりしゅちょう ささ
行政およびサービス提供者および家族団体から独立した、本人の権利主張を支
あどぼけいとすてむ ひつよう
えるアドボケイトシステムが必要

りゆう
○理由

ぎょうせい さーびすていきょうしゃ かぞくだんたい ほんにん けんりしゅちょうしえん ふかのう
行政、サービス提供者および家族団体は本人の権利主張支援は不可能だから

ろんでんていー
論点 D -6-3) サービスの質の確保等のための苦情解決と第三者評価の仕組みに
かんが
ついてどう考えるか？

あさひないいん
【朝比奈委員】

○結論

くじょうかいけつ げんじょう いじ ぎやくたい かいにゆう きばん ひつよう
苦情解決は、現状を維持。虐待については、介入する基盤が必要であり、
しんぽう せいいてい またれる
新法の制定が待たれる。

だいさんしゃひょうか じっこうせい あげて いいがたい ぎょうせい しどうけんさ かんさ
第三者評価は実効性を挙げているとは言い難い。行政による指導検査、監査と
かんけい ふくめて ひつようせい ぎろん
の関係を含めて、必要性そのものから議論すべき。

あらいいん
【荒井委員】

○結論

きやくかんせい じっこうせい たんぽ ひつよう りようしゃ たちば た きどうてき じっこうりよく
客観性や実効性の担保が必要。また、利用者の立場に立った、機動的で実行力の
くじょうかいけつ たいおうきかん ひつよう
ある、苦情解決の対応機関が必要である。

○理由

りようしゃ じぎょうしゃ とらぶる かいけつ しゃかいふくしほうだい じょう もと
利用者が事業者とのトラブルを解決できないときは、社会福祉法第83条に基づ
うんえいてきせいかいいんかい せんもんてき ちしき そな いいん ちゅうりつてき たちば かいけつ
く「運営適正化委員会」が、専門的な知識を備えた委員が中立的な立場から解決に
ちゅうかい おこな りようしゃ たちば た きどうてき じっこうりよく くじょう
むけた仲介を行っているが、利用者の立場に立ち、より機動的に実行力をもって苦情
かいけつ しく ひつよう かんが
解決できる仕組みが必要と考える。

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

けいしきてき しすてむ なく りようしゃおよびじぎょうしゃ そうだん しくみ
形式的なシステムでは無く、利用者及び事業者がそれぞれ相談できる仕組みが
ひつよう ぎょうせいかんさ ありかた だいさんしゃひょうか ありかた れんけい ひつよう
必要。行政監査の有り方と第三者評価の有り方の連携が必要。

○理由

りようしゃ じぎょうしゃ たいりつかんけい たいおう けいしきてき しえんしゃがわ
利用者と事業者が対立関係になると対応が形式的になる。また、支援者側に
よゆう ない じこなど りすく たかまる よぼう してん じゅうし
余裕が無いと事故等のリスクが高まる。管理だけでなく、予防という視点を重視する
しくみ ひつよう だいさんしゃひょうか ほうじんない かしか きょうゆうか しくみ
仕組みが必要であり、第三者評価だけでなく、法人内で可視化、共有化する仕組み
ひつよう
も必要。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

くじょう もう できき りようしゃ りがいかんけい だいさんしゃきかん
苦情の申し出先を利用者と利害関係のない第三者機関とする。

りゆう
○理由

りようしゃ りがいかんけい もう で しんじつ み
利用者と利害関係のあるところへの申し出は、うやむやにされることと真実が見え
にくくなっている。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

だいさんしゃひょうか しよるい との み じょうほうこうかいせいど いっしょ
第三者評価が、書類が整っているかどうかを見る情報公開制度と一緒にになった
こと、事業者が料金を支払い評価表を選ぶなど、現在のものは権利擁護の仕組み
としてはまったく機能していないと言っても過言ではない。事業所の苦情解決の制度
は、形骸化している。とくに第三者委員をリーチアウト型にし、オンブズマン的な機能
を持たせ、第三者委員のネットワーク化が求められる。D-5-1の論点ともつながるが、
ちいきじりつしえんきょうぎかい ほうていか ちいき しょうがいしゃしえん さーびす しつ ていきてき ひょうか
地域自立支援協議会を法定化し、地域の障害者支援のサービスの質を定期的に評価
し公表する「サービスの質の評価機能」を持たせることも考えられる。ただしその場合
には、サービス提供者と地域自立支援協議会の独立性を保つための工夫、例えば、
さーびすていきょうじぎょう かか ひと いいんちょう す もと どうじ
サービス提供事業に関わる人を委員長には据えないなど、が求められる。また同時
に相談支援事業を法定化・拡充することによって、身近な相談を可能としていくこ
とが必要であろう。また、苦情解決制度での第三者委員が月に1回はサービス提供
事業所を訪問し、利用者からの声を聴いたり、様子を見たり、環境を見ることで、
さーびす しつ と かんが
サービスの質を問うことができるのではないかと考える。

せいねんこうけんにんせいど りよう ふ しんじょうかんご さーびす ようぼう
成年後見人制度の利用を増やし、身上監護ということでサービスについて要望す
るといことも考えられる。

りゆう
○理由

くじょうかいけつ せいど かんさこうもく す はいち ちえつく
苦情解決の制度は、監査項目に過ぎず、配置されることがチェックされるのみであ
り実質的な内容をしっかり評価するものがない。また運営適正化委員会も法的な
けんげん そしき けんりようごきかん むす
権限がないために、あいまいな組織になっているゆえに、権利擁護機関として、結びつ
いていない現状がある。第三者評価も、調査機関の営業的な側面もあり、また

ちょうさいん しつてき もんだい しょうがいじしゃ
調査員の質的な問題もあるために、あいまいなものとなっている。とくに障害児者
しせつ ひょうか しょうがいしゃじりつしえんほう しせつたいけい へんか ともな ちょうさじたい
施設における評価は、障害者自立支援法における施設体系の変化に伴い、調査自体
が難しくなっている現状がある。

おおくほいいん
【大久保委員】

けつろん
○結論

くじょうかいけつ だいぞうしゃひょうか とりく じつたい じっこうせい けんあか りょうしゃ
苦情解決と第三者評価の取組みの実態とその実効性を検証し、両者を
せいどか
制度化すべきである。

りゆう
○理由

くじょうかいけつ だいぞうしゃひょうか しつ かくほ ゆうこう くじょう
苦情解決と第三者評価はサービスの質の確保に有効であるとともに、苦情
かいけつ ききかんりじょう ゆうこう じっこうせい
解決は危機管理上も有効といえる。ただし、それらを実効性あるものとするために
は、とどうふけんとう ほうこくぎむ こうかいぎむ ふく せいどか ひつよう かんが
都道府県等への報告義務や公開義務などを含めた制度化が必要と考える。

おかべいいん
【岡部委員】

けつろん
○結論

くじょうかいけつたんとうしゃ しせつしよくいん くじょうかいけつせきになんしゃ しせつちよう りじちよう そうてい
苦情解決担当者に施設職員、苦情解決責任者に施設長や理事長を想定して
げんこう くじょうかいけつせいど しんこく ぎゃくたいじけんとう たいしよ こんなん
いる現行の苦情解決制度では深刻な虐待事件等への対処は困難である。また、
ことぎようしゃ ひょうかしゃ えら まこと だいさんしゃひょうか どうじしゃ さんかく
事業者が評価者を選ぶのでは真の「第三者評価」とはならない。当事者が参画
しせつ きようせいた い けん ゆう ぎようせいそしょう しゆたい な う まこと だいさんしゃきかん
し施設への強制立ち入り権を有し行政訴訟の主体とも成り得る真の第三者機関
とうじしゃしゆたい けんりようごきかん ひつよう
(当事者主体の権利擁護機関)が必要である。

おのいいん
【小野委員】

けつろん
○結論

げんこうせいど ゆうこう せいど おも
現行制度が有効な制度になっていると思えない。

りゆう
○理由

しせつ がわ くじょうかいけつ しく りょうしゃがわ ゆうこう かつよう
施設の側は苦情解決の仕組みをつくっているが、利用者側がそれを有効に活用し
じつたい にちじょうてき くじょうたいおう しせつ まどぐち せんざいてき くじょう
ている実態にない。日常的な苦情対応は施設を窓口にもできても、潜在的な苦情を
しせつうんえい はんえい だいさんしゃ きかん くじょうけつけ ほしょう ひつよう
施設運営に反映させるためには、第三者(機関)の苦情受付の保障が必要であり、
ざいせいてき ほしょう ふく せいど みなお じっしつか ふくすう ちょうさ
財政的な保障も含めて制度の見直しをしないと実質化しない。また複数の調査
かいしゃ りょうしゃまんぞくどちょうさ いらい せいきゆうがく みあ ちょうさ おも
会社に利用者満足度調査を依頼してきたが、請求額に見合った調査とは思えな

った。

かどやいいん
【門屋委員】

けつろん
○結論

あるべき。

りゆう
○理由

とく そうだんしえん せん た だいさんしゃひょうか たいしょう さーびす
特に相談支援センターなどは第三者評価の対象とすべきであり、サービス
じぎょうしょ とうぜんひょうか くじょうかいけつ みぢか ほんざい つか
事業所も当然評価されるべきである。苦情解決は身近に存在して使いやすいく
じゅうよう かんが
が重要と考えています。

かわさき よう いいん
【川崎（洋）委員】

○結論

くじょうかいけつ しすてむ だいさんしゃひょうか しくみ ひつよう
苦情解決のためのシステムと第三者評価の仕組みは必要である。

○理由

さーびす しつ かくほ りようしゃ じんけんようご
サービスの質の確保と利用者の人権擁護のため。

きみづかいいいん
【君塚委員】

けつろん
○結論

くじょうかいけつ りようしゃ きたん いけん もと じゅうよう かいけつ と く
苦情解決としての利用者の忌憚のない意見を求めること重要で、解決への取組
みを知らせる必要がある。研修などを通して、苦情解決に向けた資質を確保するよ
うにしたい。だいさんしゃひょうか いうていど こうか さぎょうじょ とくせい
第三者評価は一定程度の効果があるが、それぞれの作業所の特性に
おう ぶぶん ちょうさないよう とぼ けいこう ひょうか じかんてき せいやく
応じた部分の調査内容が乏しい傾向がある。評価の時間的な制約などがあり、さ
らに評価の継続性に欠けているなど限界が大きい。
ひょうか けいぞくせい か げんかい おお

りゆう
○理由

すく じ しゃ ちょうさないよう さいぎんみ
少なくとも、児と者とは調査内容を再吟味すべきである。

こんどういいん
【近藤委員】

けつろん
○結論

じゅうよう げんじょう きのう だいさんしゃひょうか しょうがい
重要であるが、現状としてあまり機能していない。第三者評価については、障害
ふくしさーびす たい てきせつ ひょうかしゃ いくせい ひょうかきじゅん さくせい もと
福祉サービスに対する適切な評価者の育成や評価基準の作成が求められると

もに、制度として組み込むべきである。

特に、中立公平な立場にある市町村からの委託相談支援事業者を評価する仕組みは必要である。

○理由

苦情に関しては、現状として、サービスを受けているという立場上、なかなか言い出しにくい状況にあるというのが実情ではないか。

また、相談支援事業者についても、評価されることにより中立度が保たれ、支援者のスキルの向上も期待できる。

【齋藤委員】

○結論

第三者による評価であるから、ただちに評価できるものではない。その評価の視点
が従来の行政による監査とはいかに異なっているのか。より必要な事業内容の
評価につながっているのかがもっと吟味される必要がある。

【竹端委員】

○結論

入しよ施せつや精しん病いんについては、精しん医りょうオンブズマンや施せつ
オンブズマンのような、市民による第三しゃによるチェックが新たにひつよう。今の
苦情解決のしくみがよいかどうか、は検しようする必要がある。

○理由

質のかくほのためには、ちがう立ばの人による、ふくすうの目でのチェックがひつよ
うだ。行政は、法にひっかかるかどうかのチェックをする（行政監査）。それ以上の質
のチェックは、情ほうの公かいはもちろんのこと、それ以がいの訪もんによる調さや苦し
ようを受け付けるしくみなどが、求められる。特にへいさ性のつよい精しんか病いんや
入しよしせつには、大阪で行われていた精しん医りょうオンブズマンのようなしくみ
の制ど化がひつようだ。また、今、社会福祉きょうぎかいで行われている「運えいて
きせい化委員会」が、じっさいにどれほど役にたっているのか、は検しようする必
がある。

たなか のぶ いいん
【田中（伸）委員】

けつろん
○結論

しちょうそん くじょうかいけつきかん おき しょうがいしゃ もう た けいき じじつちょうさ
市町村に苦情解決機関を置き、障害者からの申し立てを契機として、事実調査、
ぜいせいかんこく おこな くじょうかいけつきかん こうせいいん はんすう しょうがい
是正勧告などを行うべきである。また、この苦情解決機関の構成員は半数を障害
とうじしゃ のぞ だいさんしゃひょうか しちょうそん せっち くじょう
当事者とするのが望ましい。第三者評価についても、市町村に設置された苦情
かいけつきかん こうせいめんば ていきてき おこな せんざいてき くじょう しょう かのうせい
解決機関の構成メンバーが定期的に行い、潜在的に苦情が生じる可能性がある
ばあい よぼうてき ちょうせい おこな ひつよう かんが
場合には、予防的な調整を行う必要があると考える。

りゆう
○理由

くじょうかいけつおよ だいさんしゃひょうか きかん しょうがいしゃ にちじょうせいかつ もっと みっせつ かんけい
苦情解決及び第三者評価の機関は、障害者の日常生活に最も密接な関係
ゆう しちょうそん せっち くじょうかいけつ およ だいさんしゃひょうか さい
を有する市町村に設置すべきである。そして、苦情解決、及び第三者評価に際し
しょうがいしゃ してん いけん ひょうか ひつよう
ては、障害者の視点からの意見や評価がなされる必要がある。

なかにしいん
【中西委員】

けつろん
○結論

さーびす しつ かんり りようとうじしゃ はんてい
サービスの質の管理は利用当事者が判定すべきものである。

りゆう
○理由

さーびす しつ かんり りようとうじしゃ はんてい ぎょうせい はんてい
サービスの質の管理は利用当事者が判定すべきものであり行政が判定すべきも
のではない。質の悪いサービスは誰も使わなくなるような良貨が悪貨を駆逐する経済
しつ わる さーびす だれ つか りょうか あつか くちく けいざい
論理をもとにするほうがよい。ただし、人権侵害や密室の個別サービスが行われる
ろんり じんけんしんがい みっしつ こべつきーびす おこな
場合、権利擁護機関にそれを訴えられるシステムを構築しておくべきである。

なかはらいん
【中原委員】

けつろん
○結論

さーびす しつ かくほ りようしゃ けんりようご ゆうこう じっこうせい たいせい
サービスの質の確保や利用者の権利擁護からも有効である。実効性のある体制
せいび とうめいせい ちゅうりつせい かくほ ぽいんと
整備と透明性と中立性の確保がポイントとなる。

りゆう
○理由

ふくしきーびす たい まんぞくかん たか とう こうか きたい じぎょうしゃ
福祉サービスに対する満足感を高めることとなる等の効果が期待でき、事業者への
しんらい こうちく とうめいせい かくほ
信頼の構築や透明性の確保につながる。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

なんびょう ばあい くじょう だいさんしゃひょうか ほけんじょ いりょうかんけいしゃ どうじしゃ さんかく
難病の場合、苦情の第三者評価に保健所・医療関係者、当事者の参画が
ふかけつ
不可欠。

はしもといいん
【橋本委員】

けつろん
○結論

とく ひつよう
特に必要ない。

りゆう
○理由

さーびす ていきようしすてむ どうじしゃしゅたい りねん だいさんしゃひょうか しく
サービスの提供システムが当事者主体の理念であれば、第三者評価の仕組みは
いらぬはずである。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

ひょうかきかん しせつ ことぎょうしゃ まった かんけい きかん ちえんけつえん せんてい
評価機関はその施設や事業者に全く関係のない機関[地縁血縁のない]を選定す
ること。

くじょうかいけつきかん どくりつせい じこ はつい ちょうさけん ふよ
苦情解決機関に独立性と「自己の発意による調査権」を付与すべきである。

りゆう
○理由

だい ものひょうか おこな い じじつ ちが げんじょう
第三者評価が行われていると言っても事実はかなり違っている現状がある。

ないぶこくはつ かぎ
内部告発でもしない限りうやむやにされてしまう場合がある。

げんじょう くじょうかいけつきかん しせつない ぎょうせいきかんないとう せっち くじょうかいけつたんとうしゃ
現状の苦情解決機関は施設内や行政機関内等に設置され、苦情解決担当者

どくりつてき ぎょうむ おこな たんとうしゃ かん ばあい あんけん
は独立的な業務が行えない。担当者が「おかしい」と感じた場合、案件がなくて

じこ はつい かいにゆう とうがいしせつとう じょうほうこうかい ちょうさけん あた
も、自己の発意で介入でき、当該施設等に情報公開させるといった調査権を与え

るべき。ヨーロッパの公的な苦情処理型オンブズマンは、独立性と「自己の発意によ

ちょうさけん ほじ
る調査権」を保持している。

ひろたいいん
【広田委員】

けつろん
○結論

あた しく つく かね とうにゆう まえ しょくいん しつ こうじょう ひつよう
新しい仕組みを作りお金を投入する前に職員の質の向上が必要

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

もちろん、苦情解決と第三者評価は欠かせないが、当事者にとって分かりやすく使いやすい仕組みにしていくことが求められる。これには、周知徹底をする広報も含める。第三者評価は、人選に当たっての検討とともに、その評価が関係者にしっかりと返され、今後に役立つようなシステムを作っていくことが重要である。

りゆう
○理由

これまでも、こうした窓口や仕組みがあっても、有効に機能していないという懸念や批判があったため。

ふじおかいいん
【藤岡委員】

けつろん
○結論

行政の通常の窓口職員とは別途独立した苦情解決機関の設置が必要。
第三者評価に個別利用者の声を確実に反映する制度的保障を。

りゆう
○理由

現状の第三者評価システムは形作り、形骸化の印象がある。
第三者評価システムは、基本的に個別の利用者が個別の苦情や提言、意見、評価を反映させることが出来ないものとなっており、つまるところ、事業者サイドからの情報を基に作成された「無難な」評価しか出来ない。

みうらいいん
【三浦委員】

けつろん
○結論

今後積極的に活用されるよう、苦情解決制度や第三者評価制度の実効性（質の向上）に向けて、制度の仕組みと人材確保を検討する課題がある。

りゆう
○理由

苦情解決制度において第三者委員が機能する方法、また、県単位で行われている第三者評価機関の認定、評価者の試験（資格）等も見合せながら、真にサービスの質の評価ができるよう、第三者評価の価値を高めなければ、受審率が高まる（制度が機能する）可能性が低いと考えるため。

みつますいん
【光増委員】

けつろん
○結論

くじょうかいけつ だいさんものひょうか ひつよう どうじしゃ りようしゃ ひょうか してん
苦情解決と第三者評価は必要である。さらに当事者（利用者）評価の視点
せいど はんえい ひつよう
を制度に反映させることも必要である。

くじょうかいけつ しく だいさんものいいん せんになほうほう じちたい こうぼとうくふう
苦情解決の仕組みで、第三者委員の選任方法を自治体による公募等工夫が
ひつよう
必要。

りゆう
○理由

ほうじんじぎょうしょ しゆたい しく みなお ひつよう しゃかいきばん
法人事業所が主体となる仕組みは見直しが必要。社会基盤としてのサービスが
ふそく なか りよう がわ じぎょうしよがわ たいとう かんけい しく
不足している中では、利用する側と事業所側とが対等な関係からの仕組みにはな
らない。その中で、特に第三者委員の選任方法は工夫が要される。

しょうがい どうじしゃ りようしゃ ひょうか ひつよう しょうがい ひと えんじよしゃ
障害のある当事者（利用者）の評価も必要である。障害のある人と援助者
にほん がつかいにゆうきよしやいいんかい とう にゆうきよ
でつくる日本ブルーホーム学会 入居者委員会では、グループホーム等の入居
しゃひょうか ところ
者評価を試みている。

だいさんものひょうか いいん どうじしゃ ふく どうじしゃせい かんが かた じゆうよう
第三者評価の委員に当事者も含むことも当事者性の考え方で重要である。

みやたいいん
【宮田委員】

けつろん
○結論

しせつ じぎょうしょ くじょうかいけつ じっし ぎむつける しちょうそん だいさんしゃひょうかきかん
施設・事業所には苦情解決の実施を義務付ける。市町村には第三者評価機関の
かつよう すすめて ちいきじりつしえんきょうぎかい きょうどうたいせい ちいき さーびす
活用を進めて、地域自立支援協議会との協働体制による地域におけるサービスの
かくだい ひょうか いちげんてき すすめる
拡大と評価を一元的に進める。

りゆう
○理由

どうじしゃ じぎょうしゃ たいとう かんけい ぜんてい せいど もと てきせつ くじょうかいけつ
当事者と事業者の対等な関係を前提とする制度の下では、適切な苦情解決
しすてむ じぎょうしょ たいするだいさんしゃひょうか ふかひ げんじょう
システムと施設・事業所に対する第三者評価は不可避である。しかし現状では、
しせつ じぎょう ふそく はいけい てきせつ くじょうかいけつ しくみ けいせい
施設や事業の不足を背景として適切な苦情解決の仕組みは形成されておらず、
だいさんしゃひょうか うける しせつ じぎょうしゃ にんい しんてん
第三者評価を受けることも施設・事業者の任意となっていて進展していない。
りようせいど しょうがいしゃそうごうふくしほう めいかく いちづけ しせつ しちょうそん せつきよくてき
両制度ともに障害者総合福祉法に明確に位置付け、施設や市町村の積極的
とりくみ ゆうどう
な取り組みを誘導するべきである。

もりいん
【森委員】

○結論

サービスの質の確保などのための苦情解決と第三者評価の仕組みは、重要な意義をもつ。しかし、その意義について、利用者、家族、そしてサービス提供事業所においては、十分な認識と学びを深める必要がある。「サービスの質の確保等のため」という視点を互いに理解、共有すべきである。

苦情解決と第三者評価の仕組みに、障害当事者団体の活用を考えるべきである。

○理由

サービスの質の確保等のための苦情解決と第三者評価の仕組み、特に虐待防止法、差別禁法等の制定による障害者の権利の擁護を保障するため障害当事者団体の活用が必要になる。

やまといん
【山本委員】

けつろん
○結論

不服申し立てについては勧告権、団体交渉権、団体訴権のある利用者組合制度の導入が妥当である。

りゆう
○理由

不服申し立てシステムとしてこれまでの苦情解決・第三者評価は専門職で構成する組織やサービス提供側の指名によるものなどであり、第三者性が担保されていなかった。だからこそ、利用者で構成する組合をつくり、そこで苦情解決及び第三者評価をすることで、第三者性が担保されるから。

こうもくでいー た
＜項目 D -7 その他＞

ろんてんでいー ぶんやでいー しえん さーびす たいけい た ろんてんおよ いけん
論点 D -7-1) 「分野 D 支援 (サービス) 体系」についてのその他の論点及び意見

いざわいいん
【伊澤委員】

○結論

じぎょう ねーみんぐ りよう しくみなど りようしゃ わかりやすい よい
事業のネーミングや利用の仕組み等、利用者に判りやすいほうが良い。

○理由

ふくざつ しくみ りようしゃ わかりにくい じこけてい たため だれ わかりやすい
複雑な仕組みは、利用者に判りにくい。自己決定する為にも、誰にでも判りやすい
仕組みが必要である。

いしばしいん
【石橋委員】

けつろん
○結論

ぶんや めいしょう
分野Dの名称について

しょうがいしゃ せいぞん ひつよう しえん よ いわかん しえん おさむ
障害者が生存するために必要な支援をサービスと呼ぶのに違和感がある。支援に統
一した方がよいと考える。

うじたいいん
【氏田委員】

けつろん
○結論

しょうがいしゃしせつ ちいき しゃかいしげん ちいきふくし やくだ ひら しせつ
障害者施設も地域にある社会資源なので地域福祉に役立つ開かれた施設でなければ
ならない。知的障がい・発達障がい・精神障がいのある人に対する成年後見
せいどりようりよう こべつきゆうふか とうぜん けんとう
制度利用料を個別給付化することなども当然に検討すべきである。

りゆう
○理由

せいねんこうけんせいど しょうがいしゃ りよう すく りゆう こうけんニン ほうしゅう もんだい
成年後見制度の障害者の利用が少ない理由に後見人への報酬の問題がある。

おおはまいいん
【大濱委員】

けつろん
○結論

せいど しょもんだい
ヘルパー制度についての諸問題について

にゅういんじ りよう かろう
・入院時の利用を可能にする。

じゅうど ぜんしんせいしょうがいしゃ かいごほうほう とくしゅ かいごほうほう こと ひ
重度の全身性障害者の介護方法は1人1人特殊で介護方法が異なり、日ごろ
ちょうじかんかいご はい かいご にほんいち かんごし
長時間介護に入るいつものヘルパーでないと介護ができない。日本一の看護師でも

介護できない。慣れたヘルパーでないと、睡眠も取れず衰弱して病気が悪化してしまう。

- ・ 重度訪問介護の趣旨に反した短時間支給決定を不可能にする単価制度に。
たとえば、1時間や2時間のサービスは居宅介護と同じ単価とし、それ以降は徐々に下げて、8時間連続サービスで今の重度訪問介護と同じ単価にする。

- ・ 訪問系サービスの人数を最高2人から3人に
(人工呼吸器利用者などで、3人同時にヘルパーが必要な時がある)
- ・ 重度訪問介護と居宅介護を併用する場合で、同じ事業所からサービス提供を受けられるようにする。

- ・ 重度訪問介護について、介護保険訪問介護や居宅介護でも認められている「障害者自身が残存機能を使って行う調理・家事等の一部介護・見守り」(障害者自身が行えばヘルパーの助けを借りながらも家族の分の家事も行える)と全身性障害者が重度訪問介護員のそばで見るとして逐一指示を出す形での調理やその他の家事(同年代の世帯の健全者であったら通常行う家事の範囲に限る)は、同等と位置づけ、重度訪問介護の対象にする。

- ・ 地域移行に向けて、入所中及び入院中から地域のヘルパーをつかった外出介護の利用を可能として地域移行を進めるべき。

- ・ 通院時の通院介護(重度訪問介護も)で待合室や診療中の介護(透析などでヘルパー一つかけられない問題)をよりひろく可能にする。

- ・ (1) 泊りがけの外出の制限も廃止、(2) 通年かつ長期の外出の制限を廃止、(3) 通勤の利用を可能に(外出先制限の廃止)。予算確保までの当面の間は、現在の重度訪問介護や移動支援の1ヶ月の支給量の範囲で、外出先制限(1)(2)(3)を撤廃することで対応すべき。予算確保後は支給量の勘案事項に通勤・通学等を加える。

- ・ 重度訪問介護、行動援護、通院等介助、移動支援事業の介護内容として、自動車運転(道路運送法に抵触しない障害者が用意した車)を認めるべき。重度訪問介護を利用する場合、ヘルパーが運転中であっても、排泄、上着の脱着、水分補給、体位調整などの介護が必要になれば、障害者が指示を出してすぐに路肩に停車させることにより、介護を受けることができる。

- ・ 自立支援法で、単身者以外は、障害者本人の洗濯・食事作り・掃除など家事援助を原則禁止にされたが、支援費制度の頃に戻す。

- ・短時間家事援助が支給決定された場合の事務費などの固定費やキャンセルによる損失を補填。精神障害者の場合、キャンセルが多いので、利用契約に応じてくれる事業所が少ない。
- ・障害者の育児をヘルパーが支援できることの自治体へのより一層の周知徹底
- ・居宅介護計画を介護ローテーションの参考書類程度にとどめる（報酬算定は実績ベースで）。（現行制度は厳密には介護計画のとおりにはしか請求できないと報酬告示で規定。）

重度訪問介護や居宅介護の資格問題と事業所の自由競争によるサービス水準向上の方策についての基本的考え方について

- （障害者の選択がより出来るようにすることによる水準確保か資格高度化か等）
- ・重度訪問介護はOJTの考え方で行われるため資格要件の緩和が必要。利用者の許可が出るまではベテランと新人の2人体制を続けている上に適切なOJT体制を前提に、働き始めは資格不要で、働いて1年以内に、別途、都道府県指定ではなく障害者団体などの行う講習を受ける方法等を導入。
 - ・全身性障害者の地域生活支援事業の移動支援のサービス提供については重度訪問介護資格で行えること、知的障害者、精神障害者の地域生活支援事業の移動支援はヘルパー3級資格でもできることを徹底すべき。
 - ・3級を無くさないこと。
 - ・3級の三割減算をやめる。

社会参加の支援その他

- ・障害者の乗る自家用車の改造費（運転装置改造、リフト取り付け等）を地域生活支援事業の必須事業に

【近藤委員】

○結論

地域生活の安全・安心を確保するため、地域における昼夜を問わず支援できる拠点機能「地域生活拠点支援センター（仮称）」を創設すべき。

○理由

ちいきせいかつ あんしんかくほ いりょういがい さまざま きんきゅうさ ぼーと そうだん
地域生活における安心確保のためには、医療以外にも様々な緊急サポート（相談
しえん ふく ひつよう とく やかん きゅうじつ しげん かいむ
支援を含む）が必要である。特に夜間、休日については、そうした資源が皆無であり、
ばっくあっぷしせつ ぼらんていあ たよ じょうきょう あら せいど けんとう
バックアップ施設のボランティアに頼っている状況にある。新たな制度として検討さ
れたい。

なかにしいいん
【中西委員】

けつろん
○結論

しきゅうけつてい ちょうせいも での
支給決定を調整モデルとする。

りゆう
○理由

ちょうせいも での ほんにんに ーず もと しえんひ おこな こうもく
調整モデルについては本人ニーズに基づいて支援費で行っていた7項目の
はんだんきじゆん かんあんじこう もと しちょうそん けーすわーかー りようしゃほんにんわか
判断基準（勘案事項）に基づいて市町村のケースワーカーと利用者本人若しく
しえんしゃ さーびすしきゅうりよう そうだん き ほうしき しんたいかいご
は支援者とがサービス支給量について相談して決める方式をとる。身体介護、
かじえんじょ いたうしえん ぶんるい せいかつしえん いちるいけい なか げっかん さーびす
家事援助、移動支援の3分類をやめ生活支援という一類型の中で月間のサービス
しきゅうじかん けつてい ついたち じかんいじょう りよう くに ぜんがくふたん
支給時間を決定する。一日8時間以上の利用については国の全額負担とし
しちょうそん とどうふけん ふたん しちょうそん じかん さーびすりよう
市町村、都道府県に負担をさせない。このことによって市町村が時間やサービス利用
よくせい おこな ひつよう け すわーかー ざいたくほうもん にーず じつたい
抑制を行う必要はなくなる。ケースワーカーは在宅訪問をしてニーズの実態を
かくにん りようしゃ にーず てきせつ はんだん ばあい ぎょうせいがわ りっしょう
確認し利用者のニーズが適切でない判断した場合は行政側にその立証
せきにん お りようしゃがわ さーびすにーど りっしょうせきにん お りゆう
責任を負わせる。利用者側にはサービスニードの立証責任を負わせない。その理由
はこれまで福祉サービスはチャリティー＝慈善として行われ、スティグマを張っての
りようよくせい れきし せいあくせつ もと りようよくせい こんご
利用抑制をしてきた歴史があり、性悪説に基づいて利用抑制をかけてきた。今後は
はんせい りようしゃせいぜんせつ にーず みにと ひつよう かいじょ
この反省にたつて、利用者性善説で、ニーズをそのまま認める必要がある。介助
さーびす ひつよういじょう しきゅう ぶらいばしー しんがいう りようしゃじしん
サービスは必要以上に支給されても、プライバシーの侵害を受けるため利用者自身
りようよくせい せいしつ つか のこ ちょうじかん
が利用抑制をする性質のものであり、使い残しができるだけであるから長時間の
しきゅうけつてい ざいせいてき ふたん かのうせい りようよくせい にーず
支給決定は財政的に負担になる可能性はない。また、利用抑制をかけるニーズ
はんでいじたい ただい ひよう はんでい りようかのう
判定自体に多大な費用がかかっており、その判定をやめることによって利用可能な
かいじょじかん の きたい じりつしえんほう おくえんいじょう はんでいひよう
介助時間の伸びが期待されるからである。自立支援法では8億円以上の判定費用が
ぎょうせい ふたん さーびす よくせい じじつ
行政の負担となり、サービスの抑制につながっている事実がある。

なかはらいいん
【中原委員】

けつろん
○結論

- ①D-1-4でも述べたが、サービス体系の簡素化が必要。それに伴い、アセスメントから個別支援計画、モニタリングまでの一連の流れが重要になる。
- ②障害児支援の視点から見ると児童福祉法と障害者自立支援法の二法により組み立てられているが児童福祉法に一元化する。その際に現状の介護給付による事業と地域生活支援事業を一元的なサービス体系とするべきである。

のはらいいん
【野原委員】

けつろん
○結論

- 公平性とは何か？…その基準は、一般に支援を提供する側から語られる場合が多い。
- 新法では、多様な「当事者のニーズ」を基準にして提供する「公平」の基準が必要。

ひがしがわいいん
【東川委員】

けつろん
○結論

- 障害者自立支援法の応益負担により退所した人、退所したと思われる人の実態把握を行い、再び、必要な支援が受けられるようにする。

りゆう
○理由

不利益を被ったわけですから、その権利を回復させるのは当然のことでしょう。

ふくいいいん
【福井委員】

けつろん
○結論

- 現行の障害程度区分は廃止し、支給決定は相談支援計画を十分に考慮した上で、市町村が行う。

りゆう
○理由

- 地域の中に、広く関係者のネットワークを構築し、支援（サービス）体系のあり方と実施の方向を確立していくため。

ますだいいん
【増田委員】

○結論

しょうがいしゃじりつしえんほう おうえきふたん たいしょ ひと たいしょ おもわれるひと
障害者自立支援法の応益負担により退所した人，退所したと思われる人の
じったいはあく おこない ふたたびひつよう しえん うけられる
実態把握を行い，再び必要な支援を受けられるようにする。

もりいん
【森委員】

○結論

65さい ばあい しえん しょうがいしゃ にんちしょう ばあい しえん
65歳になった場合における支援や、障害者が認知症になった場合の支援のあり
かた けんとう
方などについて検討すべきである。

65さいいじょう ばあい かいごほけんじぎょう ゆうせん ちょうかくしょうがい しかく
65歳以上になった場合には、介護保険事業が優先されるが、聴覚障害や視覚
しょうがい ばあい かいごほけんじぎょうさーびす こみゆにけーしょんしえん しゅわ
障害がある場合は、介護保険事業サービスには適切なコミュニケーション支援（手話や
てんやく ばいち じゅうぶん しえん う こんなん げんじょう
点訳など）などが配置されていないために十分な支援を受けることが困難な現状
がある。また、65歳以上になった知的障害者への支援についても、介護保険では十分
たいおう してき しょうがいしゃふくし りょういき ちいきいこう
な対応ができないことが指摘されている。障害者福祉の領域では、地域移行が
おおきなかだい こうれい しょうがいしゃ せいかつしえん ぎろん じゅうぶん
大きな課題であるが、高齢になった障害者の生活支援についての議論が十分に
おこな い がた
行われているとは言い難い。

○理由

こうれいしょうがいしゃ せいかつしえん ぎろん じゅうぶん おこな かいご
高齢障害者の生活支援についての議論が十分に行われていないなかで、介護
ほけん とういつ ぜんてい ばっぼんてきみなおしちゅう う さいじゅうようかだい
保険との統一をしないことを前提とした抜本的見直し中の最重要課題として
けんとう
検討すべきである。